

回 覧

平成26年7月1日（三股町）

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

◎読んだらすぐ隣へ回しましょう

- | | | |
|---|---|--|
| <p>【分類】</p> <p>③講座・教室</p> <p>④お知らせ</p> <p>⑥保健と福祉
(一般)</p> <p>⑧農林畜産業関連</p> <p>⑨相 談</p> | <p>【No.】</p> <p>表紙</p> <p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>8</p> <p>9</p> | <p>【内 容】</p> <p>◆子どもと一緒に「いきいき食育講座」参加者を募集します</p> <p>◆クッキング講座を開催します</p> <p>◆55歳以上の皆さんへ 就職に役立つ講座の受講生を募集します</p> <p>◆平成26年度就業支援講習会 日商簿記3級講習会の受講生を募集します</p> <p>◆患者等搬送乗務員の適任者講習の受講生を募集します</p> <p>◆都城広域定住自立圏(三股町・都城市・曾於市・志布志市) 日本語ボランティア養成講座の受講生を募集します</p> <p>◆ひきこもり家族教室を開催します</p> <p>◆「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時給付金」についてお知らせします</p> <p>◆生ごみ処理容器の無償貸与を行います</p> <p>◆ごみ減量化講習会を開催します</p> <p>◆第5・8地区で「平成26年度交通安全運転研修会」を実施します</p> <p>◆若者の就職を支援する「みやざき県南若者サポートステーション」をご活用ください</p> <p>◆平成26年度 身体障害者補助犬の給付希望者を募集します</p> <p>◆後期高齢者医療の限度額適用・標準負担額減額認定証の申請を受け付けます</p> <p>◆障害認定申請をご存知ですか</p> <p>◆「三州健康教室」を実施します</p> <p>◆水稻の病害虫防除を実施します</p> <p>◆「人権相談」を実施します</p> <p>◆「ふれあい福祉相談」を実施します</p> <p>◆「交通事故無料相談」を実施します</p> |
|---|---|--|



③ 講座・教室

◆ 子どもと一緒に「いきいき食育講座」参加者を募集します

町健康管理センターでは、食育の体験として、親子で参加する調理実習を主にした講座を行います。子どもと一緒に、作ったり、食べたりと楽しい時間を過ごしませんか。興味のある人は、ぜひご参加ください。



おやつを作ろう	お弁当を作ろう
野菜や果物を使ったおやつを作ります。	自宅から持ってきた弁当箱に、作った料理を詰めて、お弁当にします。
1. 日時・・・8月8日（金） 午後1時30分～4時 2. 内容・・・体に優しいおやつ作り 3. 持ってくるもの・・・ エプロン、三角巾（大きめのハンカチ）、子ども用の室内シューズ	1. 日時・・・8月10日（日） 午前9時15分～午後1時 2. 内容・・・バランス弁当作り 3. 持ってくるもの・・・ エプロン、三角巾（大きめのハンカチ）、子供用の室内シューズ、コメ1人当たり0.5合、容量600㍓程度の弁当箱（タッパーなどでも可）
<p><対 象 者> 三股町在住の3歳から小学生の子どもと保護者 ※子どもだけの参加はできません。</p> <p><場 所> 町健康管理センター 2階会議室、調理室</p> <p><定 員> 各講座12組</p> <p><参加費(材料代)> 1人200円(3歳以上)</p> <p><申 込 期 限> 8月1日(金)</p>	
<p>◎どちらの講座にも参加できますが、応募者多数の場合は、一つだけに制限します。なお定員に達し次第、締め切ります。</p>	



※ お申し込み・お問い合わせは、町健康管理センター

(☎52-8481)にお願いします。



◆ クッキング講座を開催します



平成26年度クッキング講座を開催します。

今回は「お菓子づくり」です。郷土菓子である「ふくれ菓子」を現代風
手直ししたお菓子を紹介します。

興味のある人はお気軽にご参加ください。

期 日	7月24日(木)
時 間	<受け付け>午前8時45分 <開始>午前9時~正午
場 所	殿岡生活改善センター
内 容	お菓子作り(ふくれ菓子)
受 講 料	1人当たり500円
募 集 人 数	先着順20人程度
持ってくるもの	①エプロン、②マスク、③三角巾、④ラップ、⑤長靴 ※長靴を持っている人はご持参ください。加工室内で使用しますので、清潔な物をお願いします。

※お問い合わせ・お申し込みは、

殿岡生活改善センター〔旭ヶ丘運動公園近く〕

(☎52-7234) をお願いします。



◆ 55歳以上の皆さんへ

就職に役立つ講座の受講生を募集します

●ビジネスパソコン・接遇マナー講習

内 容	就職につながる基本的パソコン操作(マイクロソフトエクセル・ワード)に加え、接遇マナー・面接を実践し、販売・サービス業などさまざまな職場への就職を目指します。
講習期間	9月2日(火)~18日(木) 【12日間。土日祝日を除く】
締 切 日	8月22日(金)必着
募 集 人 員	15人
実施場所	都城地域高等職業訓練校(都城市年見町13-11)



●介護食士講習

内 容	介護食の基礎知識を習得し、実習では介護食、生活習慣病食などを調理します。介護・福祉現場で即戦力として働けるよう、「介護食士3級」資格取得を目標とします。
講習期間	8月19日(火)~9月5日(金) 【14日間。土日祝日を除く】
締 切 日	8月7日(木)必着
募 集 人 員	15人
実施場所	職業訓練法人 宮崎リゾートサービスアソシエーション オーバル・ジョブ・トレーニング・カレッジ(都城市松元町27-1)



上記、2講習全て

- 受 講 料=無料(ただし「介護食士講習」で資格取得に必要な経費・約6千円は自己負担となります)。
- 対 象=ハローワークに求職登録しており、就職を目指している55歳以上のシニア世代
- 申し込み方法=ハローワーク都城、三股町シルバー人材センターに置いてある所定の申込書を宮崎県シルバー人材センター連合会宛てに郵送またはファクスにてお申し込みください。
- 選考方法=申し込み後、受講者を選考します。

※お申し込み・お問い合わせは、

公益社団法人 宮崎県シルバー人材センター連合会シニア就職訓練課

(☎0985-31-3775・FAX 0985-31-3776)

をお願いします。





◆ 平成26年度就業支援講習会

日商簿記3級講習会の受講生を募集します

対象者	宮崎県内のひとり親家庭の母、父および寡婦の人
内容	日商簿記3級講習会
会場	小林高等職業訓練校（小林市真方438番）
開催日時	8月25日（月）～10月31日（金）の月・水・金 午後6時30分～9時
定員	10人程度
受講料	無料 （ただし、テキスト代2,916円、検定料2,570円は受講生負担）
申し込み	①平成26年度就業支援講習会受講申込書 （様式は、ホームページからダウンロードしてください） ②児童扶養手当証書またはひとり親家庭等医療費受給資格者証の写し ※上記の書類を準備の上、申込期限までにお申し込みください。
申込期限	定員になり次第、締め切ります。 ※受講申込書の内容を選考した上で受講者を決定します。 なお選考結果については、応募者全員に文書で通知します。

※お申し込み・お問い合わせは、

宮崎県母子寡婦福祉連合会 〒880-0007 宮崎市原町2-22

（☎・FAX 0985-22-4696）をお願いします。

★ホームページ <http://www.miyazaki-catv.ne.jp/~kenboren/index.html>



◆ 患者等搬送乗務員の適任者講習の受講生を募集します

民間の事業者が搬送用自動車などを使って患者などの搬送業務を行う搬送乗務員に必要な資格講習を開催します。奮ってご参加ください。

期日	8月3日（日）～5日（火）【全3日間】 ※8月3日（日）は自宅学習となります。
時間	午前9時～午後5時
場所	都城市消防局（都城市菖蒲原町19号7番地）
資格	満18歳以上、都城市消防局管内（三股町含む）に居住、または勤務している人
定員	10人程度
内容	患者などの搬送に必要な知識と技術、消防機関との連携要領
費用	無料
申し込み締め切り	7月18日（金）※定員に達し次第、締め切ります。

※希望者が少数の場合、開催しない場合があります。

※お申し込み・お問い合わせは、都城市消防局 警防救急課

（☎ 22-8883・FAX 24-7345）をお願いします。



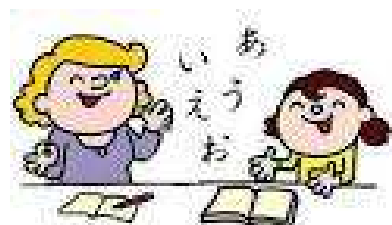


◆ 都城広域定住自立圏(三股町・都城市・曾於市・志布志市)
日本語ボランティア養成講座の受講生を募集します

外国人の日本語によるコミュニケーション能力を高めるために、日本語指導に協力していただくボランティアを養成します。

期 日	8月26日(火)～12月16日(火)の毎週火曜日 (全16回)※9月23日(火・祝)は休講となります。
時 間	午後2時～3時30分
場 所	志布志市松山支所 (〒899-7692 鹿児島県志布志市松山町新橋268番地)
対 象 者	講座終了後に日本語ボランティアとして活動できる人
参 加 費	無 料
定 員	10人 ※選考会があります
申 込 方 法	町地域政策室(2階 ⑦番窓口)にある申込用紙に必要事項を記入の上、郵送またはファクス、メールでご提出ください。
申 込 締 切	7月18日(金)

※お申し込み・お問い合わせは、地域政策室(2階 ⑦番窓口)
〒889-1995 三股町五本松1番地1
(☎ 52-1111・FAX 52-4944・内線222)
E-mail kikaku-k@town.mimata.miyazaki.jp
をお願いします。



◆ ひきこもり家族教室を開催します

「引きこもり」とは、さまざまな要因によって社会的な参加の場が狭まり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態のことを指します。

ひきこもり家族教室では「引きこもり」に対する知識を得て、家族としての適切な対処方法を学んだり、家族同士が支え合う場を提供します。ぜひ、お気軽にご参加ください。

- 対 象＝宮崎県内在住で引きこもりの問題を抱える家族またはその支援者
- 場 所＝宮崎県総合保健センター 5階 視聴覚室
(〒880-0032 宮崎市霧島1-1-2)
- 費 用＝無料
- 日 時＝

	期 日	時 間	テーマ
第1回	8月12日(火)	午後1時～3時 (予約制)	引きこもりの基本的理解
第2回	9月9日(火)		本人について知ろう
第3回	10月10日(金)		家族の関わりについて考えよう
第4回	11月7日(金)		社会資源と社会参加

※各教室の後半は家族同士の分かち合いの時間を設けます。

ことし7月1日に
開設されました

※お申し込み・お問い合わせは、
宮崎県ひきこもり地域支援センター
〒880-0032 宮崎市霧島1-1-2
宮崎県総合保健センター4階 宮崎県精神保健福祉センター内)
(利用時間 午前8時30分～午後5時15分)
(☎ 0985-27-8133・FAX 0985-27-5276)
をお願いします。

あきらめないでください。
少し勇気を出して話をしてみませんか?
今困っていることを一緒に考えましょう
あなたのお電話をお待ちしております





「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」についてお知らせします

7月1日(火)から
申請の受け付けを開始します

臨時福祉給付金



- ・消費税率の引き上げに際し、所得の低い人への負担の影響を考慮し、暫定的・臨時的な措置として実施します。
- ・申請先は、平成26年1月1日時点で住民票がある市町村です。

支給対象者 (以下の全てに当てはまる人)

- ① 平成26年度分の町県民税(住民税)が課税されていない。
- ② 平成26年度分の町県民税(住民税)が課税されている人の扶養に入っていない。
- ③ 生活保護を受けていない。

※ 対象になる可能性がある人には、「非課税通知書」や「申請書」などを送付しています。
もし、上記すべてに当てはまるのに書類が届かない人は、ご連絡ください。

支給額

- ・1人につき1万円(次の受給者は、1人につき5千円を加算)
- 【加算対象】 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、児童扶養手当、特別障害者手当など(受給者であることを証明するものが必要です)

手続きの流れ

- ① 町から「非課税通知」とともに案内や申請書が届く(6月末)
 - ・受給対象になる可能性がある人に「非課税通知書」とともに案内や申請書が届きます。



- ② 必要事項に記入・押印し、必要な書類を添えて申請【7月1日(火)~9月30日(火)】

- ・届いた書類に記入・押印し、本人確認書類などの写しを添えて、同封の返信用封筒にてご返送ください(切手は不要です)。

※ 写しがとれない人は、申請に必要な物(申請書・本人確認書類・印かんなど)を全てお持ちの上、地域政策係(町役場2階)までお越しください。



- ③ 支給決定通知書が町から届く

- ・「支給決定通知書」に記載されている日付以降に給付金が振り込まれます。

【注意】 申請方法・期間などは市町村によって異なります。本町以外が申請先になる人は、必ずその市区町村に問い合わせるか、公式ホームページなどをご確認ください。

「臨時福祉給付金」の
お問い合わせは

地域政策室 地域政策係
☎52-1111(内線285)にお願いします。

子育て世帯臨時特例給付金



- ・消費税率の引き上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図るため、臨時的な給付措置として実施します。
- ・申請先は、平成26年1月1日時点で住民票がある市町村です。

支給対象者 (以下の全てに当てはまる人)

- ① 平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給している。
- ② 平成25年中の所得が、児童手当の所得制限にかかっていない。

(注) ただし、以下のうち1つでも当てはまる児童は対象外です。

- ・臨時福祉給付金の対象になっている児童。
- ・生活保護を受けている児童。

支給額

- ・対象児童1人につき1万円(受け取りは、児童手当の受給者)

手続きの流れ

- ① 町から案内や申請書が届く(6月末)

- ・受給対象になる可能性がある人に案内や申請書が届きます。



- ② 必要事項に記入・押印し、必要な書類を添えて申請【7月1日(火)~9月30日(火)】

- ・届いた書類に記入・押印し、本人確認書類などの写しを添えて、同封の返信用封筒にてご返送ください(切手は不要です)。

※ 写しがとれない人は、申請に必要な物(申請書・本人確認書類・印かんなど)を全てお持ちの上、お持ちの上、福祉課児童福祉係(町役場1階)までお越しください。



- ③ 支給決定通知書が町から届く

- ・「支給決定通知書」に記載されている日付以降に給付金が振り込まれます。

【注意】 申請方法・期間などは市町村によって異なります。本町以外が申請先になる人は、必ずその市区町村に問い合わせるか、公式ホームページなどをご確認ください。

「子育て世帯臨時特例給付金」の
お問い合わせは

福祉課 児童福祉係
☎52-1111(内線167)にお願いします。

◆ 生ごみ処理容器の無償貸与を行います



一般家庭から排出される生ごみを堆肥化または肥料化し自家処理をすることにより、ごみ減量化と環境保全に対する意識を高めるために生ごみ処理容器の無償貸与を行います。

生ごみ処理容器の貸与を希望する人は、お申し込みください。

申し込み要件

1. 町内に住所を有し、現に居住していること。
2. 生ごみを堆肥化または肥料化したものを自家処理できること。
3. 町が実施する講習会を受講すること。
4. 町から生ごみ処理機の補助を受けていないこと。
5. コンポスト容器にあっては、これを設置できる土地があること。
6. 生ごみ処理容器の使用状況などについて、アンケートに協力すること。

申し込み方法

町環境水道課に置いてある「三股町生ごみ処理容器無償貸与申込書兼確約書」に必要事項をご記入の上、お申し込みください。

無償貸与は、コンポスト容器（屋外用）1個かボカシ容器（屋内用）2個以内のいずれかになります。

※本年度の貸与個数は、コンポスト容器50個程度・ボカシ容器15個程度です。

コンポスト容器



ボカシ容器



※お申し込み・お問い合わせは、環境水道課 環境保全係（2階⑩番窓口）
（☎52-1111・内線264・265）をお願いします。



◆ ごみ減量化講習会を開催します

環境保全に対する意識を高めるために、ごみ減量化講習会を次の通り開催します。

生ごみ処理容器の無償貸与を希望する人は、必ず受講してください。

この講習会を受講することが、生ごみ処理容器無償貸与事業の申し込み要件となります。

期 日	8月27日（水）
時 間	午前10時～11時30分
場 所	町役場 4階 第1会議室
内 容	ごみ減量化、コンポストの使い方など
申し込み方法	電話または直接お申し込みください
申 込 期 限	7月31日（木） 期限厳守 ただし、定数に達し次第、締め切ります。

※お申し込み・お問い合わせは、環境水道課 環境保全係（2階⑩番窓口）
（☎52-1111・内線264・265）をお願いします。

◆ 第5・8地区で「平成26年度 交通安全運転研修会」を実施します。

第5地区（轟木・仮屋・大野・大八重）および第8地区（東原・稗田）で交通安全研修会を実施します。免許所持者は、ぜひ受講してください。たくさんのご参加をお待ちしています。

期 日	時 間	場 所	対 象 地 区
7月19日（土）	午後7時～	第5地区分館	轟木・仮屋・大野 大八重
7月21日（月・祝）	午前10時～	第8地区分館	東原・稗田

※受け付けは、開始30分前から行います。

交通標語 『何度も確認！ 右、左、右』



※お問い合わせは、総務課 危機管理係（2階）⑧番窓口

（☎52-1111・内線231）をお願いします。

◆ 若者の就職を支援する



「みやざき県南若者サポートステーション」をご活用ください

若者サポートステーション(愛称「サポステ」)では、働くことに悩みを抱えている15歳～39歳までの若者に対し、専門家などによる相談、コミュニケーション訓練などの実施、協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を行っています。

「働きたいけれど、どうしたらよいのか分からない…」「自信が持てず次の一歩を踏み出せない…」「コミュニケーションが苦手で不安」「人間関係のつまずきで退職後、空白期間が長くなってしまった…」など、働くことに悩みを抱えている若者の皆様のご相談をお待ちしています。

対象者	就労・就学などの職業的自立を目指す15歳～39歳までの若者とその家族
利用時間	月～金曜日 午前10時～午後5時 (土、日、祝日、年末年始を除く)
内容	【キャリア相談】仕事や進路についてキャリアカウンセラーが個別に支援します。応募書類作成や面接試験対策など。 【こころの相談】就職や進学に向けての心の悩みを精神保健福祉士に相談できます。
利用料金	無料
場所	「みやざき県南若者サポートステーション」 都城市東町4-30

※「サポステ」は、厚生労働省が認定した全国の若者支援の実績があるNPO法人、株式会社により実施され、平成25年度は全国160カ所に設置されています。

※お問い合わせは、

みやざき県南若者サポートステーション

(☎ 36-6510・FAX 36-6512)

ホームページ <http://www.saposute-miyazaki.jp/> にお願ひします。



⑥ 保健と福祉 (一般)

◆ 平成26年度 身体障害者補助犬の給付希望者を募集します

県では、身体障害者の自立と社会参加を促進するため、身体障害者補助犬を給付しています。給付を希望する人はお問い合わせください。

1. 給付を受けることができる人

①県内に約1年以上居住する18歳以上で次のいずれかの状態にある人。

- ・「視覚障害1級の身体障害者手帳の交付を受けている人」またはこれに準ずる人。
- ・「肢体不自由1、2級の身体障害者手帳の交付を受けている人」またはこれに準ずる人。
- ・「聴覚障害2級の身体障害者手帳の交付を受けている人」またはこれに準ずる人。

②所定の訓練を受け、身体障害者補助犬を適切に利用し、飼育できる人。

③身体障害者補助犬を使用することにより就労など社会活動への参加に効果があると認められる人。

2. 歩行訓練

身体障害者補助犬の給付を受ける人は、県が委託した訓練施設において約1カ月間、身体障害者補助犬との訓練を受けて頂きます。なお盲導犬については、以下の施設から希望施設を選んでいただきます。

- ・公益財団法人アイメイト協会 (東京都練馬区)
- ・公益財団法人関西盲導犬協会 (京都府亀岡市)
- ・公益財団法人九州盲導犬協会 (福岡県糸島市)
- ・社会福祉法人 日本ライトハウス (大阪府大阪市)
- ・特定非営利活動法人九州補助犬協会 (福岡県糸島市) ほか



3. 経費

身体障害者補助犬の購入および訓練に要する経費については、県が負担しますが、訓練施設までの旅費、訓練期間中の本人の食費や給付後の経費(飼育費など)は本人負担となります。

4. その他

給付者については選考の上、決定します。



※お問い合わせは、宮崎県障害福祉課 (☎0985-32-4468)

三股町福祉課 社会福祉係 (☎52-1111・内線164)

にお願ひします。



◆ 後期高齢者医療の限度額適用・標準負担額減額認定証の申請を受け付けます

後期高齢者医療被保険者で、現在持っている「限度額適用・標準負担額減額認定証」（以下、「後期高齢の減額認定証」という）は、世帯の所得状況見直しに伴い、**平成26年8月1日（金）以降は使用できません。**

★現在、**区分Ⅰまたは区分Ⅱ**の減額認定証を持ち、平成26年度にも対象になる人には町より後期高齢の減額認定証を送付します（あらためて申請する必要はありません）。

上記以外で8月1日以降に入院予定の人は該当するかどうかを電話でお問い合わせください。（適用判定は世帯の所得状況によります）。該当する場合は申請手続きを行ってください。

《 注 意 》

◆後期高齢の減額認定証の適用は、申請のあった日の属する月の初日からとなります。

（例）平成25年度に認定証を交付されていない人が7月15日に申請をした場合

平成26年7月1日適用で平成26年7月31日まで有効の減額認定証と平成26年8月1日適用で平成27年7月31日まで有効の減額認定証が発行されます。

◆後期高齢の減額認定証は、**平成26年度町県民税（住民税）非課税世帯に限り交付されます**（平成26年7月1日（火）適用の認定証は平成25年度町県民税非課税世帯に限りです）。

《申請に必要なもの》… 後期高齢者医療の被保険者証・印かん（認め印可）

《申請期間》……………7月1日（火）から随時

三股町国民健康保険の限度額認定証の更新は8月1日（金）からでなければ、受け付けできません。ご注意ください。



◆ 障害認定申請をご存知ですか

65歳以上75歳未満で、一定の障害がある人（身体障害者手帳の1級～3級、4級の一部に該当する人）は申請し、認定されると後期高齢者医療制度の被保険者となります。

後期高齢者医療で医療機関にかかる場合と病院での一部負担金が所得に応じて1割または3割になります。

加入できる人

- ・身体障害者手帳の1級～3級、4級の一部に該当する人
- ・療育手帳Aを持つ人
- ・精神障害者保健福祉手帳1、2級を持つ人
- ・国民年金法における障害年金の1、2級を受給の人 ほか

申請に必要なもの

- ・印かん（認め印可）・申請の基準に該当する各種手帳または国民年金証書、健康保険被保険者資格喪失連絡表（現在加入している医療保険が三股町国民健康保険以外の人のみ必要です）

※お問い合わせは、

町民保健課 国保年金係 後期高齢者医療担当（1階③番窓口）

（☎52-1111・内線118）にお願いします。



◆ 「三州健康教室」を実施します

三州病院では毎月、地域の皆さんの健康維持・増進のために健康教室を開催しています。誰でも参加できますので、ご近所お誘い合わせの上、ご参加ください。

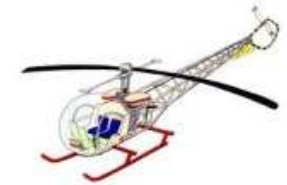
期 日	7月25日(金)
時 間	午後3時～4時
場 所	三州病院3階 カンファレンス室 住所：都城市花繰町3街区14
内 容	テーマ「消化器がん（食道・胃・腸）の治療の話」 講師：鹿児島大学大学院 胃歯学総合研究科 先進治療科学専攻 <small>しゅよう</small> 腫瘍学講座 <small>なつごえしょうじ</small> 夏越祥次 教授
参 加 費	無 料
定 員	60人
申し込み方法	電話または来院時にお申し込みください。 ※予約が必要です。

※お申し込み・お問い合わせは、

三州病院（☎22-0230）にお願いします。



⑧ 農林畜産業関連



◆ 水稻の病虫害防除を実施します

本年度の水稻の病虫害防除（無人ヘリによる農薬散布）を次の通り行います。

無人ヘリによる農薬散布は、低高度で散布し、プロペラからの吹きおろしの風により飛散が少ないため、周辺への影響を最小限に抑えます。

○ 実施時期

場 所	長田地区		梶山地区		そのほかの地区	
	1回目	2回目	1回目	2回目	1回目	2回目
実施日時	7/16(水)	8/16(土)	7/24(木)	8/23(土)	7/29(火)	8/25(月)
適用薬剤	①	②	①	②	①	②
申込先	長田防除班		梶山営農組合		JA 三股支所	

※ 天候などの都合により変更になる場合があります。

○ 使用薬剤名・対象病虫害

	生育期間	使用薬剤名	対象病虫害
①	分けつ期 ～ 幼穂形成期	アプロードロムダンモン カットエアー	紋枯病、ウンカ幼虫類、ツマグロ ヨコバイ幼虫、コブノメイガ、ニカ メイチュウ
		ブラシンゾル	いもち病、稲こうじ病
		※スタークル液剤 (6月の被害状況による)	ウンカ類、カメムシ類
②	出穂期以降	ブラシンバリダゾル	いもち病、穂枯れ、紋枯病
		スタークル液剤	ウンカ類、カメムシ類

※ 露地野菜や出荷前のカンショなどの隣接ほ場、施設園芸ハウスや住宅などの隣接ほ場については、原則散布できません。

※ 無人ヘリ防除の際は、薬剤効果を高めるため湛水状態を保ち、散布後1週間は落水や掛け流しはやめましょう。

※ 個人で防除される人も薬剤の効果を高めるためにできるだけ同時期に防除をしましょう。

※お問い合わせは、

JA 三股支所 営農経済課 (☎52-1122)

三股町産業振興課 農業振興係 (☎52-1111・内線351)

にお願いします。



⑨ 相談

◆「人権相談」を実施します



いじめ・虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭関係（夫婦・親子・離婚・扶養・相続）、近隣関係、金銭貸借、借地借家、登記などの「悩み事相談」にも応じています。お気軽にご相談ください。***予約は不要です。**

★特設人権相談

期 日	担当者
8月6日（水）	かきはら しんち 柿原 信知

1. 時 間：午前10時～午後3時
2. 場 所：町総合福祉センター「元気の杜」^{もり}

★常設人権相談

1. 日 時：平日の午前8時30分～午後5時15分
2. 場 所：宮崎地方法務局都城支局
（都城合同庁舎5階相談室）
3. 担当者：人権擁護委員・法務局職員



※ お問い合わせは、

- ・特設人権相談：総務課 行政係（2階 ⑧番窓口）
（☎52-1111・内線232）
- ・常設人権相談：宮崎地方法務局都城支局（☎22-0490）

をお願いします。



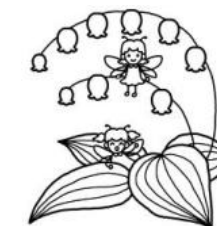
◆「ふれあい福祉相談」を実施します

社会福祉協議会では、生活上の問題、結婚・離婚・金融上のもめ事や介護など、あらゆる相談を受け付けます。

また電話での相談も行います。

○日 時：毎日 午前9時～午後5時
（土・日・祝日は除きます）

○場 所：総合福祉センター「元気の杜」



※ お問い合わせは、社会福祉協議会（☎52-1246）をお願いします。

◆「交通事故無料相談」を実施します

都城地区交通安全対策協議会では、交通事故の相談を充実させるため、無料相談を行っています。交通事故で困った事などありましたら、何でもご相談ください。

○日 時：毎日 午前9時～午後4時
（水・土・日・祝日は除きます）

○場 所：都城市役所2階 都城市生活文化課内
（都城市姫城町6街区21号）

★事前に、電話にてお問い合わせください。

※お問い合わせは、

都城地区交通事故相談所（☎23-0944）をお願いします。

